



宜野座村総合体育館料金表

利用区分\利用時間		8時半から12時まで	12時から17時まで	17時から22時まで	摘要
専用利用	利用者が入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合 児童生徒	2200円	3300円	4400円
		上記以外の者	4400円	6600円	8800円
		その他の場合	6600円	9900円	13200円
	利用者が入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	6600円	9900円	13200円
その他の場合	26400円	39600円	52800円		

一部利用 (一時間につき)	団体利用	区分	利用者区分	単位	使用料	備考
		卓球	児童・生徒	1台	50円	ラケット球は除く
		上記以外の者		110円		
		バドミントン	児童・生徒	1面	50円	ラケットシャトルコックは除く
		上記以外の者		110円		
		バレーボール	児童・生徒	1面	110円	ボールは除く
		上記以外の者		220円		
		バスケットボール	児童・生徒	1面	110円	ボールは除く
		上記以外の者		220円		
		テニス	児童・生徒	1面	110円	ラケットボールは除く
		上記以外の者		220円		
		ハンドボール	児童・生徒	1面	220円	ボールは除く
		上記以外の者		440円		
	個人利用	トレーニング設備	児童・生徒	1人	20円	村民は無料とする。
上記以外の者				50円		
児童・生徒		1人	20円			
上記以外の者			50円			
附属設備等				教育委員会規則で定める額		

【電燈を使用するときは、使用料として以下の金額を加算します。】

種別	1時間につき
専用使用	
フロアー	1,320円
卓球場	110円
観覧席	110円
ステージ	110円
トレーニング室	30円

種別	単位	1時間につき
一部使用		
バスケットボール	1面	440円
バレーボール	1面	440円
テニス	1面	440円
バドミントン	1面	220円
ハンドボール	1面	880円
卓球	1台	20円

- 1 「専用使用」とは、体育館の施設又は附属設備若しくは器具を大会・講習会・試合等独占使用をいう。ただし、会議室・トレーニング室は除く。
- 2 「一部使用」とは、専用使用以外の使用をいう。
- 3 「児童・生徒」とは、小学校児童若しくは幼稚園又はこれに準ずる児童若しくは幼児及び中学校若しくは高等学校の生徒又はこれ等に準ずる生徒をいう。
- 4 専用使用で使用時間の区分が2区分以上にわたる使用の場合の使用料はそれぞれの使用時間区分の額の合計額とする。
- 5 使用許可時間を延長した場合の使用料は延長1時間(1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とする。)ごとに延長する使用時間区分の使用料の1時間当たりの額に20%増にする。
- 6 使用者が宜野座村民でない場合の使用料は、別表第3及び前各項により算定した額に、25%増にする。
- 7 「その他の場合」の使用において、土曜日の午後、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の使用料は別表第3及び前各項により算定した額に、20%増にする。
- 8 使用者が入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき(会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、その他これに準ずる場合)は、入場料を徴収する場合の使用料を徴収する。
- 9 「その他の場合」の使用において使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、別表第3及び前各項により算定した額に使用1回(大会・講習会等で使用する場合は大会等終了までを1回とし、興業等で昼夜に分けて使用する場合は、それぞれ1回とする。ただし、大会等で2日以上にかけて実施する場合は、それぞれ1日を1回とする。)につき次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。
 - (1) 入場料を徴収する場合、アマチュアスポーツは税込入場料の最高額の30人分、その他の場合は60人分を追加徴収する。
 - (2) 会費を徴収して入場させる場合又は会員制度により会員を招待して入場させる場合は、1月分の会費の額(月決めによる会費を徴収しないときは1月分の会費に換算した額)の60人分に相当する額
 - (3) 入場整理料等の名目で入場整理料等を徴収する場合はその額の60人分に相当する額
- 10 電気を必要とする場合の使用料は、別表第3及び前各項により算定した額にその電気使用に係る実費相当額を加算した額とする。
- 11 興業に使用した場合は、3,300円、大会等に使用した場合は1,100円の衛生費を追加徴収する。